

8. 校外生活

校外生活では、中学生らしい生活を送る。

- ① 外出時には必ず保護者の許可を受け、行き先、用件、同伴者、帰宅時刻等を伝える。
- ② 外出時の服装は、中学生らしい服装を心がける。
- ③ 放課後や休日など、用があって学校へ来る場合は、制服、または体操服とする。
- ④ 外泊は、学校としては認めない。
- ⑤ 「打上げ」と称して生徒同士で会食することを禁止する。
- ⑥ 小学校へ訪問する時は、必ず職員室へ寄って、用件を伝えること。

9. 三四地区 中学生の生徒指導に関する申し合わせ事項

(1) 飲食店、映画、ボウリング場、催し物

- ① 入場(店)は、責任者の同伴が望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。
- ② ただし、夜間(日没後)または、夜間に及ぶ時は、責任者同伴とする。

(2) ゲームセンター(大型店舗に併設のゲームコーナーを含む)

- ① 入場は、責任者の同伴が望ましい。
- ② 午後6時から午後10時までは、保護者同伴でなければ入場することができない。

(3) カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ 等

- ① 入場は、責任者同伴とする。

(4) 夜間外出・深夜徘徊

- ① 深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の外出は、三重県青少年健全育成条例(以下、『県条例』という)により制限されている。

(5) インターネット端末

- ① 保護者は、生徒の使用するスマートフォン、携帯電話、携帯ゲーム機、パソコン等について、各家庭で使い方のルールをつくり、守らせる。
- ② 保護者は、生徒の使用する端末にフィルタリング機能を設定するよう義務付けられている。
- ③ 保護者は、生徒がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用する場合は、マナーやエチケットを守らせ、次のことに留意させる。
 - ・個人情報等(名前、住所、生年月日、学校名、電話番号、メールアドレス、ユーザーIDやパスワード、QRコード、位置情報付写真、顔写真 等)を公開しない。
 - ・他人を誹謗したり中傷したりするような発信をしない。
 - ・著作権や肖像権に注意する。



(6) 遊泳

- ① 危険な区域の河川及び海岸や池での遊泳を禁止する。

(7) スケートボード等

- ① 道路、駐車場など、危険な場所での使用を禁止する。

(8) その他

- ① 火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。
- ② ゲームソフト・カード等を売る場合は、保護者同伴とする。なお、インターネットを利用する場合は保護者が代行する。
- ③ 魚釣は、保護者の許可を得る。ただし、夜間または早朝の場合は責任者同伴とする。魚釣禁止の立て札のあるところでは禁止する。
- ④ 凧上げは、近くに電線がないなど危険のない場所であることを確認して行う。



ここで挙げられる「責任者」とは、保護者または20歳以上の大人で保護者の認めた人をいう

◇ 次の行為は、すべて法令等で禁止されている。

- ① 薬物乱用(覚せい剤取締法・大麻取締法等)
- ② 喫煙・飲酒(未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法)
- ③ オートバイや自動車の運転(道路交通法)
- ④ 自転車の2人乗り・無灯火・傘さし運転・音楽を聞きながらの運転等(道路交通法)
 - * 自転車が道路の路側帯を走る場合、車道と同じ左側通行に統一された。
(H25.6改正道路交通法)
 - * 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態
(H28.4改正道路交通法)
- ⑤ 有害がん具の使用(県条例)

